

## &lt;別紙1&gt;

## 第三者評価結果報告書

## ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター
-------------------------

## ②施設・事業所情報

名称：横浜市南部地域療育センター	種別：横浜市地域療育センター		
代表者氏名：磯崎 仁太郎	定員（利用人数）： 児童発達支援センター 50名、 医療型児童発達支援センター 40名 児童発達支援事業所 48名(週48名)		
所在地：横浜市磯子区杉田5-32-20			
TEL：045(774)3831		ホームページ：http://www.aotori-y.jp/	
【施設・事業所の概要】社会福祉法人青い鳥			
開設年月日 1985年8月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：			
職員数	常勤職員：	66名	非常勤職員 24名
専門職員	医師	1名	臨床心理士 8名
	児童指導員	18名	言語聴覚士 4名
	保育士	23名	看護師 4名
	理学療法士	4名	臨床検査技師 1名
	作業療法士	3名	ソーシャルワーカー 12名
施設・設備 の概要	（居室数）	10室	（設備等） 給食室（厨房）、水治療室、集団 指導室、相談室、診療室、訓練 室、検査室など

## ③理念・基本方針

社会福祉法人 青い鳥～法人の理念～「道なきところに道を」  
～法人のビジョン～

1. 障害児・者が地域で育ち、地域で暮らすことを支援します。
2. 障害児・者のライフステージに沿った伴走性を重視します。
3. 質の高い専門的なサービスを提供できる人材を育成します。
4. 医療と福祉が一体となった卓越した経営を目指します。

～横浜市南部地域療育センター運営方針～

私たちは、

1. 地域に開かれた療育センターを目指します。
2. 選ばれる療育センターを目指します。
3. 良質で安全な療育と効率をバランスよく提供します。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

横浜市南部地域療育センターは、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図るために設置されています。センターでは、(1)児童に対する療育訓練、(2)児童に関する相談及び指導、(3) 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価、(4)地域への巡回相談及び指導の4つの事業を行っています。

1 地域ニーズ対応事業「学齢児ケースへのフォローアッププログラム及び継続支援」…この事業により学齢評価の待機解消が図られ、その後、新しい検査の導入等により対象児に対して必要な情報をより詳しく把握する試みがなされてきた。そして、その情報を保護者と共有するために、更に限られた時間とマンパワーで学齢児へのより良質な療育を提供していくために、評価を含めた学齢期のフォローアッププログラムを実施し、現在も継続している。

2 子育て支援事業「ありんこ」…初診前インテーク面接を希望する全ケースに拡大し、面談後の居場所として、子育て支援グループの週1回開催を継続している。

3 法人加配事業「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」…家族が利用児に必要なコミュニケーション・スキルを家庭で教えられるよう「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業（こぐまくらぶ）」を実施している。対象は、早期療育グループまでの待機期間が長期化する1歳児及び初診時に言語未獲得と思われる2歳児が中心である。

4 家庭療育セミナーの開催…看護師とセラピストが定期的に講義・ワークショップ形式で保護者に基礎的な対応スキルを学んでいただく「家庭療育セミナー」を年間3クール（1クール4講座）開催している。いずれも好評で初診後すみやかにサポートが提供できるようになっている。

5 ボランティアの受入れ…通所兄弟妹保育や保育補助、教材ボランティアのご協力いただいている。

6 施設開放…自主的に運営するグループに対して、業務に差し支えない範囲で施設を開放し、地域の障害児及び家族に対して活動の場を提供している。

7 杉田5丁目合同イベント「すぎたからつな5（ゴー）」の開催…杉田5丁目にある公共・福祉関係5施設の活性化を図ることと、住民がより楽しめるような場をつくることを目的として、イベントの企画を行っている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年 5月 7日（契約日） ～ 2021年 12月 2日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（ 2016年度）

#### ⑥総評

◇特に評価の高い点

◆一人ひとりの子ども、保護者の状況に合わせた、多様な療育支援を実施しています

センターでは、心身に障害がある児童およびその疑いのある児童とその家族からの多様な相談に応じています。

新規利用時には、診療に先立ちソーシャルワーカーが面談を実施して、子どもの様子や保護者の要望を聞き、状況を把握しています。初診後は、部門ごとにアセスメントをして総合的な評価をし、個別支援計画に基づいた支援をしています。保護者の思いに寄り添いながら、子どもの課題だけではなく、強みや個性を伸ばすよう支援して

います。

通所による療育支援事業としては、2～3歳児対象の外来グループ療育早期療育「のびのび」、3～5歳児を対象とした児童発達支援（医療型を含む）では、親子通園「にこにこ」単独通園「青い鳥」を運営し、成長・発達段階に応じたプログラムを実施しています。また、知的な遅れのない発達障害の5歳児を対象とした児童発達支援「はらっぱ」を運営しています。

保護者支援にも力を入れ、診察までの待機期間には、「子育て支援事業・ありんこ」利用を案内し、保護者の不安が軽減されるようにしています。保護者が子どもの障害特性を理解し、家庭でできる支援につなげられるよう、保護者を対象にした家庭療育セミナー等を実施しています。

早期療育科「のびのび」では、入会の時期を1年に3回設け、待機の期間短縮とより多くの人利用につながるよう工夫しています。また、共働きや保育所・幼稚園との併利用の増加などの保護者の状況の変化にあわせて週1回クラスを増やすなど、保護者のニーズにも柔軟に対応しています。

#### **◆多職種が連携し、チームとして専門性の高い支援を実践されています**

センターでは、診療所と通園課と地域支援課に専門職を配置し、それぞれが専門性を発揮しながら相互に連携して、療育を行っています。

各種会議やミーティング、委員会などで意見交換をしてセンターとしての方向性を確認するとともに、支援方法等の新しい情報を共有し、よりよい支援の実現に向けて取り組んでいます。

子どもの支援にあたっては、心理士や作業療法士などの多職種が専門的な視点で評価をし、個々の療育課題に沿った活動プログラムを実施しています。カンファレンスには、担当職員だけでなく、各種専門職も参加してそれぞれの専門性を活かした意見を出し、プログラムに反映しています。このように、チームとしてアプローチすることで、専門性の高い支援が実践されています。

#### **◆地域全体で障害がある子どもの生活を支える関係作りをしています**

南部地域療育センターは横浜市で一番古い地域療育センターで36年の歴史があります。長い歴史の中で地域訓練会や保育園、幼稚園などとの関係が構築されていて、連携して障害がある子どもたちの地域での生活を支えています。

ボランティアの育成・受け入れも盛んで、通所兄弟妹保育や保育補助、教材ボランティアなど多くのボランティアが活動していて、長く活動をしている地域住民も多くいます。

また、地域の保育所・幼稚園と定期的に交流したり、近隣の4公共施設と合同で実施するイベント「すぎたからつな5」に参加するなど、積極的に地域と交流し、地域の障害児への理解を深めています。

◇改善を求められる点

#### **◆倫理綱領などの文書化と定期的な確認が期待されます**

センターでは、職業上の倫理綱領を熟知している専門性が高い職場であること、勤務年数が長い職員が多いこともあり、利用者の気持ちを尊重した人権に配慮した支援が実施されています。行動指針「職員のあるべき姿」に利用者寄り添う基本的な姿勢は明記されていますが、センターとして倫理綱領を策定し、定期的に確認することはしていません。今後の人事異動などによる世代交代に備えるとともに、常に組織としての人権の意識を高めるためにも、文書化して確認していくことが期待されます。

**◆保護者が必要な情報を選択できるよう、情報提供のさらなる工夫が期待されます**

センター玄関には、苦情解決の仕組みや権利擁護、行政や関係機関からの情報、地域資源、子育てイベントなど保護者向けの情報が壁一面に掲示されています。必要な情報は担当する職員が個別に案内するなどの配慮はしていますが、内容や目的別に仕分けするなど分かりやすい掲示方法の工夫が期待されます。また、卒園後も保護者が必要な情報を得、今後の見通しが持てるよう、ネットの活用など、情報提供方法のさらなる工夫も期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価機関の方々には、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下での訪問調査やオンラインでのヒアリングなど様々な制約の中で、当センターを多角的な視点から詳細に評価していただき、感謝申し上げます。また職員の聞き取りも丹念に行っていただき、書類からは伝わりにくい職員たちの生の意見もしっかりと拾い上げてくださったと感じております。今後、ご指摘いただいた課題につきましても課題解決に向けて精進して参りたいと存じます。

**【改善が望まれる点】**

倫理綱領やプライバシー保護などの文書化と定期的な確認の課題につきましては、当法人共通の課題でもありますので法人本部と協調しながら解決に向かいたいと存じます。ご指摘二点目の保護者が必要な情報を選択できるよう、情報提供のさらなる工夫の課題につきましても今後改善を図っていく所存です。

この福祉サービス第三者評価結果により、普段、我々が気付いていない至らない部分の再確認と良い面への気付きを得ることができたことは、今後のセンター運営にとって大きな収穫となりました。

横浜市南部地域療育センター  
所長 磯崎 仁太郎

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり